

自己点検実施規則

(目的)

第1条 この規則は、機密文書処理事業における安全管理措置等の実施状況を確認するため機密情報抹消事業者協会正会員が行う自己点検について定めるものである。

(自己点検の実施の目的)

第2条 自己点検は、正会員が自社の安全管理措置等の実施状況を確認することを目的とし、その実施は任意である。

(自己点検実施報告書の提出)

第3条 自己点検を実施した正会員は、自己点検結果報告書(様式3)を事務局に提出することができる。

(自己点検実施時期)

第4条 正会員は、自己点検の実施時期を任意に選び実施することができる。

(自己点検と評価の解説書)

第5条 正会員は、自己点検の実施にあたって「自己点検と評価の解説書」を参照し、自己点検を実施するものとする。

(自己点検実施正会員の公表)

第6条 事務局は、自己点検実施報告書を提出した正会員名を実施年度の翌年度5月までにホームページに公表するものとする。

附則

- 1 この規則は、2015年8月5日から施行する。
- 2 この規則は、2020年7月1日から施行する。